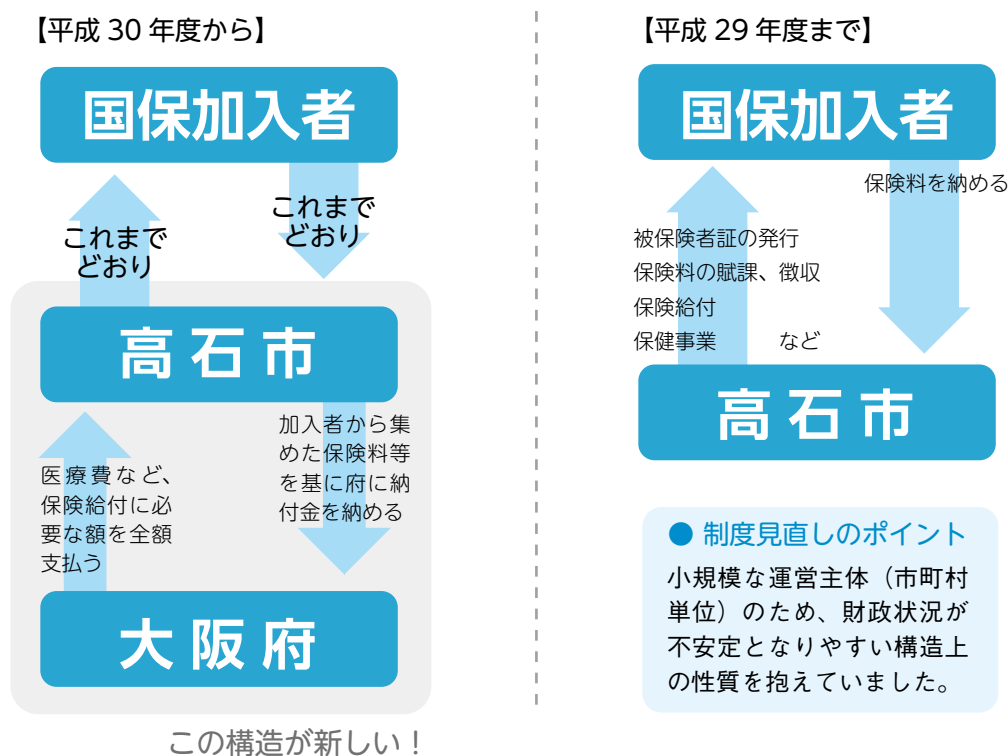


将来にわたり

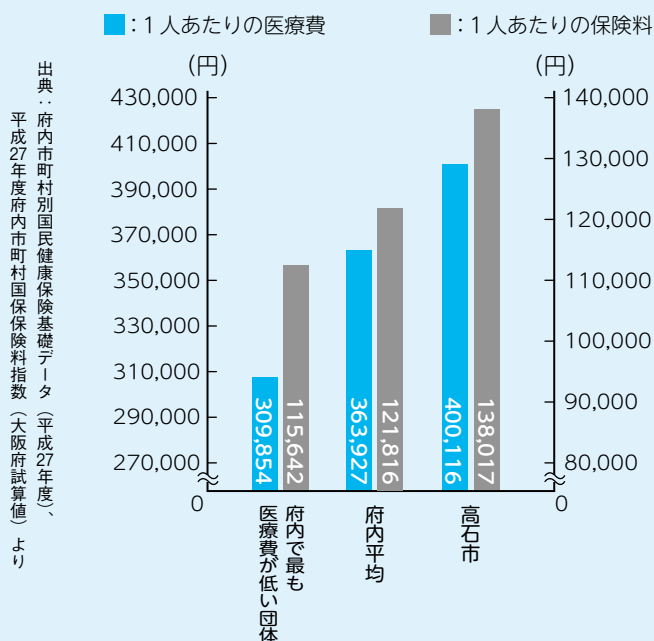
“国保”を持続可能な制度に！

問合先 健幸づくり課 ☎(275)6374

国民皆保険を将来にわたって持続可能なものにするため、国民健康保険制度（以下、国保といいます。）が平成 30 年 4 月から変更されます。府内の市町村と大阪府が共同で国保を担うことになり、これにより国保の財政運営は市町村単位から府単位に拡大されます。



新制度では、高石市と大阪府との関係が新しい！



本市の保険料は引き下げの方向へ

これまでの制度では市町村ごとに国保の運営が行われていたため、住む市町村によって保険料率や減免の基準が異なっていました。本市は1人あたりの医療費が高い水準にあったため、保険料についても府内で2番目に高く、最も保険料の低い市町村と比べると年間5万円以上の差が生じていました。今回の制度改正により、本市の保険料は府内統一の基準へ引き下げられます。

平成27年度国保1人あたりの年間医療費と保険料について

国保加入者に押さえてほしい2つの変更点

① 保険料率

これまで各市町村が独自に定めていた保険料を算出するための保険料率は、平成30年度から府内統一基準となり、どの市町村でも同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となります。ただし、急激な変動等がないよう経過措置を実施します。

※減免対象等についても、今後は府内統一の基準となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

平成30年度 保険料の改定

	医療保険分	後期高齢 支援金分	介護給 付金分
所得割	8.25% (9.53%)	2.85% (2.96%)	2.32% (2.97%)
均等割	26,924円 (32,200円)	9,048円 (10,000円)	17,062円 (17,800円)
平等割	28,259円 (24,100円)	9,469円 (7,500円)	—
最高 限度額	540,000円 (540,000円)	190,000円 (190,000円)	160,000円 (160,000円)

() 内は平成29年度の保険料率等

② 納付の仕組み

普通徴収（納付書・口座振替）の納付の仕組みが変わります。変更は次の2点です。

■ 仮算定の廃止！

【平成30年度から】



仮算定を廃止し、6月に保険料決定後、年間保険料の決定通知書を送付します。

■ 年12回の支払いが年10回に変更！

【平成29年度まで】

年間 **12** 回

変更

【平成30年度から】

年間 **10** 回

その他の変わらないこと

医療機関へのかかりかた

- ・病院の受付で被保険者証を見せる

市役所の窓口での手続き

- ・国保への加入や脱退の届出
- ・被保険者証の交付
- ・高額療養費等の申請

※特定健診や特定保健指導等の保健事業も市で実施します。

特別徴収の納付方法はそのまま

年金からの引き落とし（特別徴収）により保険料を納付している方は、仮徴収（4月・6月・8月）で本年2月に引き落としした保険料と同額を徴収し、本徴収（10月・12月・2月）で年間保険料から仮徴収の保険料を差し引いた額を徴収します。

■ 世帯主が75歳になる方へ・・・

平成30年度に世帯主が75歳になる場合は、特別徴収から普通徴収に変更され、6月に納付書が送付されますので、ご注意ください。

※口座振替の場合、納付書は送付されません。